

大仙市開発行為の手引き

平成30年3月

大 仙 市

○平成17年	4月	1日	制定
○平成20年	4月	1日	改正
○平成23年	4月	1日	改正
○平成26年	10月	15日	改正
○平成28年	5月	27日	改正
○平成30年	3月	28日	改正

目 次

1. はじめに
2. 大仙市開発行為に関する指導要綱
3. 大仙市開発行為等に伴う給水施設工事の取扱要綱
4. 大仙市開発行為等に伴う簡易給水施設工事の取扱要綱
5. 開発行為に伴う公共施設等設置指針
6. 公共施設施工管理、品質管理（例）
7. 開発行為に伴う埋蔵文化財の取り扱いについて
8. 開発指導の流れ
9. 開発行為に関する事前協議簿
10. 開発行為事前協議先一覧
11. 申請図書・協議書提出部数
12. 寄附申込書
13. 登記承諾書
14. 開発行為に伴う簡易給水施設工事の取扱要綱第4条に基づく事前協議書
15. 開発行為に伴う簡易給水施設工事の取扱要綱第6条に基づく工事の事前承認書
16. 開発行為に伴う簡易給水施設工事の取扱要綱第7条に基づく工事の完成届
17. 開発行為に伴う簡易給水施設工事の取扱要綱第9条に基づく給水施設の寄附申請書
18. 開発行為許可申請書

1. はじめに

◇開発許可制度と事前協議

開発行為は、建築行為と一体となって周辺の市街地環境に影響を及ぼすものであることから、開発行為に対して一定の水準を保たせることを目的に開発許可制度が設けられています。

宅地開発事業は、土地の合理的な利用と良好なまちづくりを実現していく上での重要な機会であります。

事業者と大仙市の相互協力の下に、宅地開発事業が円滑に促進されるために、各種の申請をする前に相談・協議をお願いします。また、協議時には、設計図や書面が準備できない場合、概略の図面程度でも相談・協議に応じます。

◇「開発行為」とは

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のことをいいます。

◇「土地の区画形質の変更」とは

土地の「区画」「形」「質」のいずれかを変更する場合をいい、次のような行為が該当します。

1. 土地の「区画」の変更

道路、水路等公共施設の新設、変更、廃止などを行うこと。

2. 土地の「形」の変更

切土または盛土などにより、土地の造成を行うこと。

3. 土地の「質」の変更

ア 農地を建築物又は特定工作物の敷地とすること。

イ 露天駐車場、露天資材置場を建築物又は特定工作物の敷地とすること。

ウ 山林、荒地、雑種地を建築物又は特定工作物の敷地とすること。

◇大仙市が定める開発行為面積

大仙市では下記のとおり、区域により異なる開発行為面積を定めています。

一定面積以上の開発行為を行う場合、事前協議及び開発許可を受ける必要があります。

	事前協議が必要になる面積	開発許可が必要になる面積
都市計画区域	1, 0 0 0 m ² 以上	3, 0 0 0 m ² 以上
都市計画区域外	5, 0 0 0 m ² 以上	1 0, 0 0 0 m ² 以上

2. 大仙市開発行為に関する指導要綱

平成20年 8月 1日
告示第76号

(目的)

第1条 この告示は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第3章第1節の施行について、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）に定めのあるもののほか、大仙市において施行される開発行為について、開発行為者の協力を求め、無秩序な市街化、環境の破壊及び災害の防止のため開発行為者がなすべき必要な基準を定め、住み良い環境と秩序ある良好な都市整備を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 開発行為 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う一定面積以上の土地の区画形質の変更をいう。この場合において、計画的に数年にわたって実施し、その完成後の面積が一定面積以上となる場合もこれを開発行為とみなす。

ア 一定面積とは、次の面積をいう。

(ア) 都市計画区域内 1,000㎡

(イ) 都市計画区域外 5,000㎡

(2) 事業者 開発行為を行う者をいう。

(3) 公共公益施設 道路、公園、緑地、広場、河川、水路、上水道、下水道、消防水利施設、その他公共の用に供する施設をいう。

(適用範囲)

第3条 この告示は、大仙市で開発行為を行う開発行為者について適用する。

ただし、面積に係わる要件以外で法に基づく適用除外の開発行為は、この限りでない。

(事前協議)

第4条 開発行為者は、農地転用許可及び道路位置指定等開発行為に伴う法令に定められた申請を行う前に、開発行為に関し大仙市と事前に協議するものとする。開発行為を変更しようとする場合においても、同様とする。

(開発行為の計画)

第5条 開発行為の計画は、法第33条の開発許可の基準に適合し、かつ、別に定める開発行為等による公共施設等設置指針に適合させるものとする。

(土地の立入及び工事完了検査)

第6条 市長は、開発区域内の土地に関係職員を立ち入らせ、工事の状況を調査させることができる。

2 大仙市が管理することとなる公共公益施設等については、工事完了検査を行うものとする。

(公共公益施設等の管理)

第7条 開発行為により設置される公共公益施設等については、他の法律に基づく管理者が大仙市以外にある場合又は協議により管理者を大仙市以外に定めた場合を除き、工事完了検査に合格し大仙市に寄附採納後、大仙市が管理するものとする。

(公共公益施設の土地の帰属)

第8条 開発行為により設置される公共公益施設等の土地については、事業者が自ら管理する場合又は協議により管理者を大仙市以外に定めた場合を除き、工事完了検査に合格した後、大仙市に寄附採納するものとする。

(損害の補償)

第9条 開発行為者は、開発行為に伴い工事中に与えた損害については、その補償の責を負うものとする。

(補 則)

第10条 この告示に定めのない事項について必要があるときは、別に大仙市と開発行為者が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は平成20年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に大曲市開発行為に関する指導要綱を廃止する要綱（平成20年大仙市訓令第24号）による廃止前の大曲市開発行為に関する指導要綱（平成10年大曲市訓令第2号）の規定よりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされ手続きその他の行為とみなす。

3. 大仙市開発行為等に伴う給水施設工事の取扱要綱

平成17年 3月22日
水道局告示第6号

大仙市開発行為等に伴う給水施設工事の取扱いに関する事項は、大仙市開発行為等に伴う簡易水道給水施設工事の取扱要綱（平成17年大仙市告示第118号）の例による。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成17年3月22日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の開発行為等に伴う給水施設工事の取扱要綱（昭和59年大曲市制定）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

4. 大仙市開発行為等に伴う簡易給水施設工事の取扱要綱

平成17年 3月22日
告示第118号

(趣 旨)

第1条 この告示は、開発行為等に伴う給水施設工事（以下「工事」という。）の円滑な施工、維持管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水施設 配水管、給水管及び設備の総体をいう。
- (2) 配水管 開発事業者（以下「開発者」という。）が一般道路及び開発区域内道路に布設する配水管をいう。
- (3) 給水管 配水管から分岐して宅地に至る止水栓までの管をいう。
- (4) 設 備 開発区域内の給水等に必要なる水槽、ポンプ、電気設備、消火栓等をいう。

(適用範囲)

第3条 この告示の適用範囲は、市の水道を水源とする開発区域の給水に必要な給水施設とする。

(事前協議)

第4条 開発者は、給水施設を設置しようとする場合は、その工事の内容について事前に市長と協議して、市の配水計画との調整を図らなければならない。

(工事の施工等)

第5条 開発者は、給水施設の工事を行うに当たり、大仙市入札参加有資格者名簿に登載されている水道施設工事業者（以下「給水施設施工業者」という。）から選定し、施工させるものとする。

- 2 給水施設施工業者は、工事の施工に当たり、大仙市簡易水道事業給水条例（平成17年大仙市条例第255号）のほか、水道施設設計指針、水道施設耐震工法指針・解説及び水道工事標準仕様書を遵守して行うものとする。
- 3 工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、市長、給水施設施工業者両者が協議するものとする。

(工事の事前承認)

第6条 開発者は、給水施設施工業者に工事を行わせる場合は、事前に市長の承認を受けてから着手させるものとする。

(工事の完成検査)

第7条 開発者は、遅滞なく工事の完成の届出を市に提出して、給水施設工事の完成検査を受けなければならない。

2 市長が必要と認めたときは、中間検査を行うことができる。

(工事の費用)

第8条 工事の費用は、開発者の負担とする。

(開発者の義務)

第9条 開発者は、当該給水施設を完成検査後速やかに市長に寄附するものとする。

2 開発者は、給水施設が自己の所有となっている間は、市長の指示に基づき、自らの費用でこれを管理しなければならない。

3 開発者は、自己が市内に居住しないとき、又は市長が必要と認めたときは、この告示に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を選任して、市長に届け出なければならない。

(瑕疵担保)

第10条 開発者は、給水施設を寄附後、開発者の責めに帰すべき事由による当該給水施設の瑕疵が明らかになった場合は、補修を行わなければならない。

2 前項に掲げる補修に要する費用は、開発者が負担するものとする。

(条例等の準用)

第11条 この告示による給水施設の維持管理等については、大仙市簡易水道事業給水条例その他の関係諸規定中「給水装置」とあるのは「給水施設」と読み替えて準用するものとする。

(様式)

第12条 この告示に必要な様式は、別に定める。

(補 則)

第13条 市長は、この告示に定めのない事項については、開発者と協議の上、指示するものとする。

附 則

この告示は、平成17年3月22日から施行する。

5. 開発行為に伴う公共施設等設置指針

1. 道路及び水路について

- (1) 道路は道路構造令の基準により設計され、その幅員は原則として6 m、幹線道路については8 mで舗装されたものとし、冬期間の除雪時に支障のないよう一時堆雪場所等の確保や消融雪施設の設置を考慮して計画するものとする。
その形態については、建設部道路河川課、都市管理課または各支所農林建設課と協議して定めるものとする。
- (2) 道路は原則として、行き止まりにしないものとし、なお、やむを得ず行き止まりとなる場合は、建設部道路河川課または各支所農林建設課と協議するものとする。
- (3) 道路には電柱等、交通・除雪に支障をきたす障害物を設置してはならないものとする。
- (4) 道路側溝及び水路は「内幅250mm×内高250mm（JIS）」以上のものを使用し、勾配は原則として5/1,000以上とする。蓋については、10m毎にグレーチング蓋を設置するものとする。

2. 公園、緑地及び広場について

- (1) 公園、緑地及び広場は、建設部都市管理課または各支所農林建設課と協議し、道路に接して配置する。また、できるだけ平坦かつ整形に整地し、境界ブロック等を設け境界を明確にするものとする。なお、道路に接する境界には、車止めを設置するものとする。
- (2) 開発行為面積が都市計画区域内で行われる3,000㎡以上及び都市計画区域外で行われる10,000㎡以上の開発については、都市計画法に定める面積を確保するものとする。
- (3) 土地については、原則として大仙市に帰属するものとする。

3. 下水道について

- (1) 下水道については、下水道施設計画設計指針（公益社団法人日本下水道協会）及び設計マニュアル（秋田県土木部編）を参考に、上下水道部下水道課または各支所農林建設課と協議して施工するものとする。
- (2) 公共下水道供用開始区域になっている地区の開発行為については、開発行為者が大仙市施工済の人孔まで下水道を接続施工するものとする。

(3) 受益負担金については、工事費（開発行為者の施工分を市の基準で積算した価格）と負担金（対象区画が複数の場合は負担金の合計額）を比較し、次のとおり処理する。

工事費＞負担金の場合、相殺として負担金は徴収しない。

工事費＜負担金の場合、差額の負担金を徴収する。

受益者負担金は原則として開発行為者が負担する。

(4) 開発区域内の工事を市と開発行為者が共同で施工した場合、市で施工した箇所に係る負担金については「大曲市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例」に基づき徴収する。

受益者負担金は原則として開発行為者が負担する。

開発行為者が施工した箇所については（3）のとおりとする。

4. 消防水利について

(1) 消防水利については、大仙市と大曲仙北広域市町村圏組合消防本部（以下「広域消防本部」という。）の統一した見解の元、下表の設置基準を満たしたうえでお互いに協議するものとする。協議については、開発行為者が大仙市に協議書を提出した上で、大仙市が広域消防本部と協議するものとする。

開発行為等の内容	消防水利の設置基準
一定規模以上の戸建住宅に係る開発行為等の場合 (アパート含む)	<p>① 3,000 m²～ 10,000 m²の申請については、開発区域を包含するよう消火栓 1 基を設置すること。</p> <p>② 10,000 m²～ 45,000 m²の申請については開発区域を包含するよう耐震性の貯水量 40 m³以上の防火水槽 1 基を設置すること。尚、防火水槽 1 基で開発区域内を包含出来ない場合は消火栓により補うこと。</p> <p>③ 45,000 m²を超える場合は開発面積を 45,000 m²で除して得た数（小数点第 1 位を切り上げたもの）の耐震性の常時貯水量が 40 m³以上の防火水槽を開発区域内を包含するよう設置すること。ただし上記の防火水槽で開発区域内を包含できない場合は消火栓により補うこと。</p>
戸建住宅以外の建築物に係る開発行為等の場合 (工業施設、商業施設等)	<p>①耐震性の貯水量 40 m³以上の防火水槽 1 基以上を設置すること。</p> <p>※設置数については開発面積、開発目的等により広域消防本部との協議による。</p>
共通事項	<p>①消防水利は消防ポンプ自動車が部署しやすい場所に設置すること。</p> <p>②開発区域内の予定建築物の敷地を全て包含すること。</p> <p>③防火水槽用地として防火水槽外面から各々 1 m 以上を確保すること。</p> <p>④配置する消防水利は、消火栓のみに偏することのないように考慮しなければならない。</p> <p>⑤地上式消火栓によりがたいときは広域消防本部と協議すること。</p>

※ 45,000 m²の根拠は消防水利の基準で示す用途地域及び用途地域以外の防火対象物から一の消防水利までの距離が 120m で、これを基に半径 120m で包含出来る面積が約 45,000 m²であるため。

5. 給水施設について

- (1) 大仙市上水道給水区域内の開発行為については、大仙市の上水道を使用することを原則とし、給水施設の設置については、『大仙市開発行為等に伴う給水施設工事の取扱要綱』に従い、上下水道部水道課、水道局上水道課または各支所農林建設課と協議して施工するものとする。

6. その他の施設について

(1) ごみ集積所について

宅地分譲を目的とする開発行為で、開発地の付近にごみ集積所がある場合、開発行為者は事前にその管理者と協議するものとする。開発地の付近にごみ集積所がない場合、ごみ集積ボックス（概ね20戸毎に1個所）を開発行為者が設置するものとする。

ごみ集積ボックスは、道路に面した整形な区画に設置し、その敷地が道路など公有地を含む場合は、所管する部署から占有許可を得なければならない。敷地が民有地である場合は、土地の使用について、利用目的を示したうえで所有者の承諾を得るものとし、また隣接する土地所有者等に充分配慮した配置としなければならない。

設置場所については市民部環境交通安全課または各支所市民サービス課と協議して定めるものとする。

(2) 防犯灯について

開発行為者は防犯灯を設置するものとする。設置数及び設置箇所については、建設部道路河川課または各支所市民サービス課及び農林建設課と協議するものとする。

7. 工事完了検査について

- (1) 大仙市に帰属される公共施設等については、事前に管理することとなる部課所の工事完了検査を受け、合格したものとする。
- (2) 開発行為者は当該公共施設等の工事に関し、公共工事に準じて施工し、施工管理、品質管理図表を提出するものとする。

6. 公共施設施工管理、品質管理（例）

種 別	項 目	数 量	表 示 方 法	
道 路	幅員	2 0 m 毎	一覧表	
	延長（中心線延長）	路線毎	一覧表	
	外周境界延長		図面表示	
	アスファルト舗装厚	5 0 0 m ² に 1	一覧表	
		コア採取		
	路盤工 厚さ	2 0 m 毎	一覧表（施工管理写真）	
		密度	1,000 m ² に 1 又は 1 路線に 1	
		ブルフローリング		写真
水 路	排水工 勾配		基準高図面表示	
		基礎	2 0 m 毎	一覧表（施工管理写真）
	幅員	2 0 m 毎	一覧表	
公園緑地	延長（中心線延長）		一覧表	
	外周境界延長		図面表示	
	排水工 勾配		基準高図面表示	
		基礎	2 0 m 毎	施工管理写真
防 犯 灯			点灯試験	

7. 開発行為に伴う埋蔵文化財の取り扱いについて

埋蔵文化財を保護するため、開発行為に伴う埋蔵文化財の取り扱いについて、大仙市教育委員会では次のとおり定める。

(1) 開発する土地が「周知の遺跡」の場合

① 場所の確認

・周知の遺跡の場所は秋田県遺跡地図（秋田県教育委員会発行）、秋田県遺跡地図情報デジタルデータ、遺跡カード等で確認することができる。しかし、事業予定地が遺跡の範囲外であっても、遺跡の隣接地などは遺跡が広がっている場合があるので、手続きが必要かどうか必ず大仙市教育委員会生涯学習部文化財保護課に照会する。

② 届出をする

開発する土地が「周知の遺跡」の場合、届出をする必要がある。

ア 個人・法人の場合

・土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、周知の遺跡を発掘しようとする場合には、60日前までに秋田県教育委員会に届け出なければならない。（文化財保護法第93条）

イ 公共機関の場合

・国の機関、地方公共団体、法人（政令で定めるもの）等が、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、周知の遺跡を発掘しようとする場合には、事業計画の策定に当たって、あらかじめ秋田県教育委員会にその旨を通知しなければならない。（文化財保護法第94条）

③ 手続き後

埋蔵文化財の状況・工事内容などによって次のようなケースがある。

- ・埋蔵文化財が壊される危険性がないため、工事に着手できる。（慎重工事）
- ・工事時に文化財保護課の担当者が立ち会い、必要に応じた記録を取った後に、工事を行う。（工事立会）
- ・埋蔵文化財を壊さないように、計画を変更して工事を行う。（計画変更）
- ・記録保存のための発掘調査を実施した後に工事を行う。（発掘調査）

その他のケースも考えられるので、必要に応じて大仙市教育委員会生涯学習部文化財保護課が事前調査を実施し、対応を相談する。

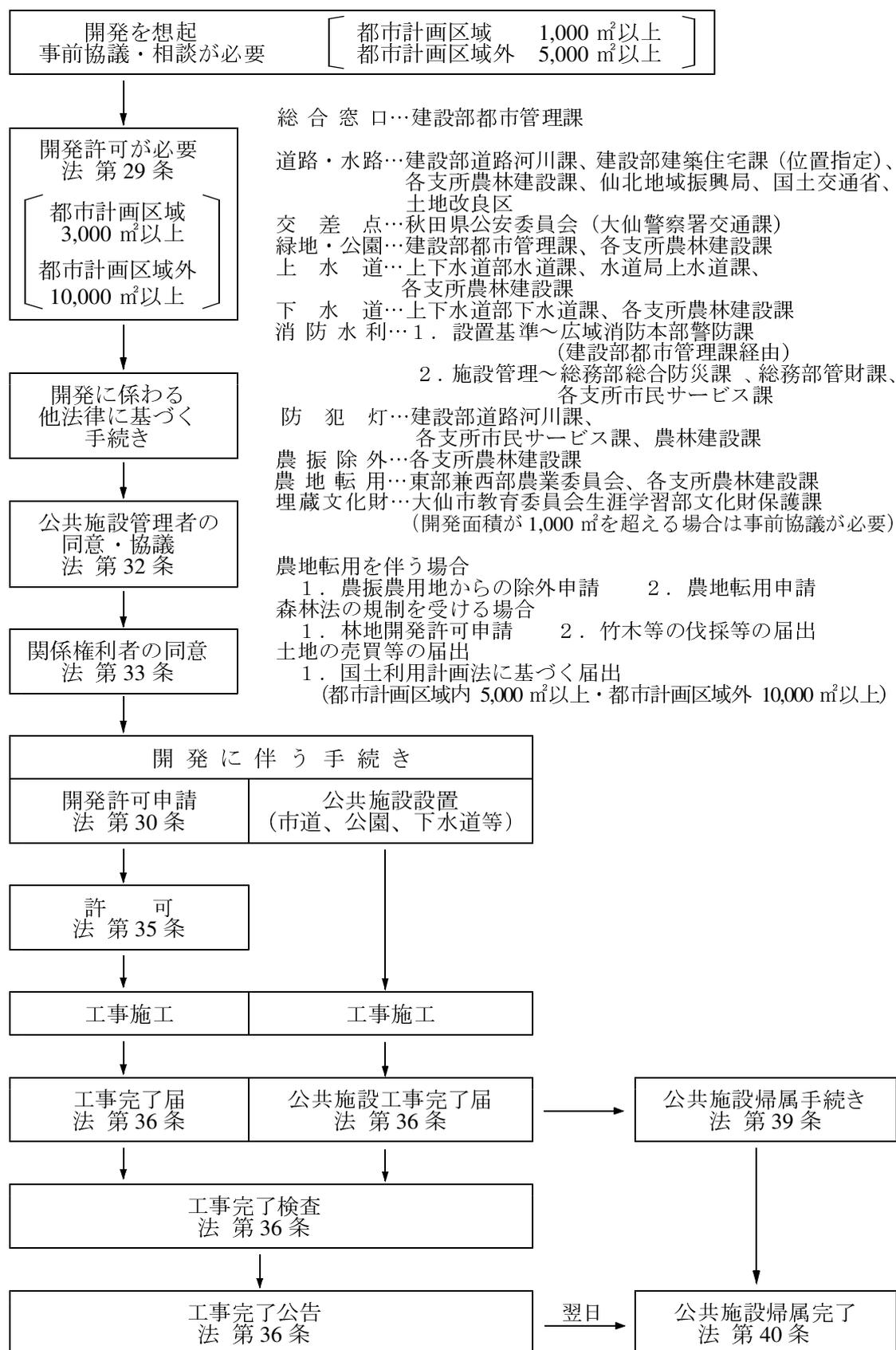
※ なお、周知の遺跡の中で、特に価値の高いものは指定文化財として「史跡」となっている。開発する土地が「史跡」の場合は、手続きが異なり、別途、現状変更許可申請書の提出が必要となる。

(2) 開発する土地が「周知の遺跡」でない場合

開発する土地が「周知の遺跡」でない場合は、文化財保護法に基づく届出の必要はない。しかし、「周知の遺跡」以外でも、未確認の遺跡が存在し、大規模な造成を伴う土木工事等で工事中に遺跡が発見される場合がある。

こうした工事中における遺跡の不時発見により、工事が中断することを避けるため、大仙市教育委員会では、事業予定面積が1,000㎡を超える場合には、事前協議をするものとしている。協議の後、遺跡の有無を確認するため、遺跡の分布調査・試掘調査等を実施する場合がある。

8. 開発指導の流れ



9. 開発行為に関する事前協議簿

年 月 日

協議者			開発行為者				
開発行為の概要	1. 開発区域に含まれる地域の名称						
	2. 開発区域の面積						
	3. 目的、予定建築物等の用途						
	4. 設計者住所氏名						
	5. 工事施工者住所氏名						
	6. 工事着手・完了予定年月日						
	7. その他必要な事項		農振農用地	要 (済 未 中)	不要		
		農地転用	要 (済 未 中)	不要			
		道路法24条	要 (済 未 中)	不要			
		国土法届出	要 (済 未 中)	不要			
		道路位置指定	要	不要			
		開発行為	要	不要			
土地の現況	8. 地域 (地区、街区等)		都市計画区域	用途地域	その他		
	9. 地目	区分	宅地	農地	山林	その他	合計
		面積					
	10. 所有別	区分	自己所有	買収予定	買主還元	その他	合計
		面積					
	11. 区域内にある公共施設		・ (管理者:) ・ (管理者:)				
12. 都市施設							
13. 土地の利用計画	区分	宅地用地	道路用地		その他	合計	
	面積						
14. 街区の計画		区画数: _____		1区画当面積: _____ m ²			
公共施設等整備計画	種類	計画概要				管理予定者	
	15. 道路	路線数_____ 幅員_____ 延長_____ m					
		勾配_____ 路面_____					
		接続道路_____					
			側溝放流先_____				
	16. 排水施設	種類_____		勾配_____			
		放流先_____		管理者_____			
	17. 給水施設	上水道 _____ 自家水道 _____					
18. 公園、広場	面積_____ m ²		施設_____				
19. 防犯灯	_____ 基 (40ワット)						
20. 消防水利							
21. 公益的施設							
22. 備考							

添付図書：位置図、現況図、計画図、断面図、縦横断面図、給排水施設平面図、公図写
 ※この調書は、事前協議（相談）時に、事業者から聞き取りして記入するものです。

10. 開発行為事前協議先一覧

1. 既存公共施設等に関する協議

種別	細別	協議先	電話番号
道路	国道13号	国土交通省大曲国道維持出張所	(☎)0187-63-2157
	国道46号	国土交通省角館国道維持出張所	(☎)0187-54-3181
	国道105号	仙北地域振興局(用地課)	0187-63-3116
	国道341号	仙北地域振興局(用地課)	0187-63-3116
	県道	仙北地域振興局(用地課)	0187-63-3116
	市道	大仙市(建設部道路河川課、各支所農林建設課)	0187-66-4905
水路		大仙市(建設部道路河川課、各支所農林建設課)、土地改良区	下記参照

2. 新たに設置する公共施設等に関する協議

種別	細別	協議先	電話番号
道路	市道	大仙市(建設部道路河川課、各支所農林建設課)	0187-66-4905
	位置指定	大仙市(建設部建築住宅課建築指導班)	0187-88-8822
水路		大仙市(建設部道路河川課、各支所農林建設課)、土地改良区	0187-66-4905
緑地		大仙市(建設部都市管理課、各支所農林建設課)	0187-66-4908
上水道		大仙市(上下水道部水道課、水道局上水道課、各支所農林建設課)	(☎)0187-63-1111
下水道		大仙市(上下水道部下水道課、各支所農林建設課)	(☎)0187-63-1111
消火栓	土地	大仙市(総務部総合防災課、各支所市民サービス課)	(☎)0187-63-1111
防火水槽	施設	大仙市(総務部総合防災課、各支所市民サービス課)	(☎)0187-63-1111
防犯灯		大仙市(建設部道路河川課、各支所農林建設課・市民サービス課)	0187-66-4905
ゴミ集積所		大仙市(市民部環境交通安全課、各支所市民サービス課)	(☎)0187-63-1111

3. 消防水利に関する協議

種別	細別	協議先	電話番号
消防水利	消火栓・防火水槽	大曲仙北広域市町村圏組合消防本部警防課(市を経由し協議)	0187-63-0314

4. 法定外公共物に関する協議

種別	細別	協議先	電話番号
里道・水路		大仙市(建設部道路河川課、各支所農林建設課)	0187-66-4905

5. 農地転用に関する協議

種別	細別	協議先	電話番号
農地転用	農地	東部兼西部農業委員会事務局(神岡支所)	0187-72-4611
		大仙市(各支所農林建設課)	下記参照

6. 交差点に関する協議

種別	細別	協議先	電話番号
道路	交差点	秋田県公安委員会(大仙警察署交通課)	(☎)0187-63-3355

7. 埋蔵文化財に関する協議

種別	細別	協議先	電話番号
埋蔵文化財		大仙市教育委員会生涯学習部文化財保護課	0187-63-8972

※ 各支所連絡先

種別	細別	協議先	電話番号
道路 水路 緑地 上水道 下水道 防犯灯 里道・水路	市道	神岡支所農林建設課	0187-72-4609
		西仙北支所農林建設課	0187-75-2971
		中仙支所農林建設課	0187-56-2116
		協和支所農林建設課	018-892-3708
		南外支所農林建設課	0187-74-3005
		仙北支所農林建設課	(☎)0187-63-3003
消火栓 防火水槽 ゴミ集積所	土地 施設	太田支所農林建設課	0187-88-1116
		神岡支所市民サービス課	(☎)0187-72-1111
		西仙北支所市民サービス課	0187-75-2972
		中仙支所市民サービス課	0187-56-2114
		協和支所市民サービス課	018-892-3691
		南外支所市民サービス課	0187-74-2114
		仙北支所市民サービス課	(☎)0187-63-3003
太田支所市民サービス課	0187-88-1113		

1 1. 申請図書・協議書提出部数

開発許可申請及び公共施設管理者等の同意申請書・協議経過書は、それぞれ下記の部数を提出していただきます。

開発行為許可申請書	1部（市）
都計法第32条同意申請書（国有地）	3部（県2、市）
公共施設管理者の同意申請書（既存施設）	1部（管理者）
公共施設管理予定者との協議経過書（新たな施設）	2部（管理者）
消防水利の協議	2部（市、消防）

※ 添付図面に関しては、秋田県で発行している「都市計画法に基づく開発許可制度の手引き」を参照し、適宜提出してください。

12. 寄 附 申 込 書

寄 附 申 込 書

年 月 日

大仙市長 様

住 所

氏 名 印

下記私有土地を 敷地として大仙市に寄附いたします。

なお、土地の寄附した日以後において、工事の着手時期に関しても異議ないものとし、又万一第三者より苦情紛争等あったときは一切私において処理し、市に迷惑をかけません。

【土地の表示】

市町村	大字	字	地番	地目	地積	摘要

添付書類

- | | |
|----------------------------------|--|
| 1. <input type="checkbox"/> 位置図 | 4. <input type="checkbox"/> 登記簿謄本 |
| 2. <input type="checkbox"/> 公図 | 5. <input type="checkbox"/> 登記承諾書 |
| 3. <input type="checkbox"/> 印鑑証明 | 6. <input type="checkbox"/> その他（地積測量図、資格証明書） |

1 4. 大仙市開発行為に伴う簡易給水施設工事の取扱要綱第4条に基づく事前協議書

第1号様式(第4条関係)

年 月 日

大仙市長 様
(大仙市水道事業 大仙市長 様)

開発者 住所
氏名 ⑩

開発行為に伴う給水施設工事の事前協議について

大仙市 地内の開発行為に伴う給水施設工事について、下記のとおり協議いたします。

記

1. 工事名
2. 工事場所
3. 工事期間
自 年 月 日
至 年 月 日
4. 添付書類
 - (1) 位置図 縮尺図示のこと
 - (2) 土地利用計画平面図 縮尺図示のこと
 - (4) 給水計画平面図 縮尺図示のこと
 - (5) 管割図
 - (6) 給水施設標準断面図 縮尺を図示のこと
 - (7) 計画給水戸数、計画給水人口、計画給水量が確認できる図書
 - (8) その他管理者から指示を受けた図書

※ 給水計画平面図には、道路及び計画地盤高を明記のこと。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、再度市長と変更の協議を行なうこと。

15. 大仙市開発行為に伴う簡易給水施設工事の取扱要綱第6条に基づく工事の事前承認願

工 事 承 認 願

年 月 日

住 所
氏 名 ㊟

大仙市長 様
(大仙市水道事業 大仙市長 様)

下記のとおり工事に着手したいので、承認願います。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	自 年 月 日 ・ 至 年 月 日
工 事 着 手 予 定 日	年 月 日
添 付 書 類	現場代理人・主任技術者届出書 工事工程表 施工計画書 開発者と給水施設施工業者の契約書の写し その他指示を受けた図書

管理者記載欄

上記工事について承認いたします。

年 月 日

大仙市長
(大仙市水道事業 大仙市長)

16. 大仙市開発行為に伴う簡易給水施設工事の取扱要綱第7条に基づく工事の完成届

工 事 完 成 届

年 月 日

住 所
氏 名 ⑩

大仙市長 様
(大仙市水道事業 大仙市長 様)

下記のとおり工事が完成しましたので、届け出ます。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	自 年 月 日 ・ 至 年 月 日
工 事 完 成 日	年 月 日
工 事 価 格	
添 付 書 類	完成図 工事写真記録 出来形管理図表 品質管理結果表 その他指示を受けた図書

17. 大仙市開発行為に伴う簡易給水施設工事の取扱要綱第9条に基づく給水施設の寄附申請書

第4号様式(第9条関係)

給 水 施 設 寄 附 申 込 書

年 月 日	
<p>大仙市長 様 (大仙市水道事業 大仙市長 様)</p>	
<p>開発者 住所 氏名 ⑩</p>	
<p>年 月 日の検査で合格した下記の給水施設を寄附したいので申し込みます。</p>	
工 事 名	
工 事 場 所	
給水施設名称・数量	
工 事 価 格	
検 査 年 月 日	
(添 付 書 類)	
そ の 他	

18. 開発行為許可申請書

別記様式第二

(第十六条関係) (昭44建令53・追加、昭50建令3：平5建令8・平12建令9・平13国交令85・一部改正)

開 発 行 為 許 可 申 請 書

都市計画法第29条2項の規定により、開発行為の許可を申請します。 年 月 日 殿 許可申請者住所 氏名		※ 手数料欄 印
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 工 者 住 所 氏 名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	8 法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 許可に付した条件		
※ 許 可 番 号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 許可申請者又は工事施工者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び氏名を記載すること。
- 2 許可申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。